

平成27年度「学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業」公募要領

平成27年1月20日
生涯学習政策局長決定

1 事業名

学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業

2 事業の趣旨

今後、東日本大震災における被災地の自律的な復興に向けて、住民一人一人が主体的に参画することのできる地域コミュニティ再生のための学びの場づくり、コミュニケーションの場づくりを推進することが必要である。

このため、学校や公民館等の社会教育施設も活用しつつ、学習活動のコーディネートや指導及び支援、安全管理等に従事する人材により、地域住民の学習・交流を促進するとともに、子供たちの学びの環境等を整備する。これらを通じ、学びを媒介としたコミュニケーションの活性化や地域の課題解決の取組を支援し、地域コミュニティの再生を図るものである。

3 事業の内容

上記の課題に対応するため、被災者等を対象とした地域教育コーディネーター等による地域の学びの場の提供等の事業を実施する。

4 事業の委託先

東日本大震災における被災により地域コミュニティの再生が必要な地方公共団体を原則とする。

ただし、被災地の復興という事業目的、緊急性を踏まえ、当該地方公共団体・教育委員会の教育政策・方針等を踏まえつつ、行政機関と密接に連携した活動を行う場合はこの限りではない。

なお、任意団体の場合については、次の①から④までの要件を全て満たすこととする。

- ① 定款、寄付行為又はこれらに類する規約等を有すること
- ② 団体等の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
- ③ 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること
- ④ 団体等の本拠としての事務所を有すること

5 委託期間

本事業の委託期間は、原則として委託を受けた日から当該年度の3月末日までとする。

6 事業実施計画書の提出方法等

(1) 提出様式

事業申請書(様式1)、事業計画書(様式2-1、2-2)。

※地方公共団体以外の団体が委託を受ける場合は、以下の条件等を満たし、それを踏まえた団体の管理・責任体制等を記載した書類(様式6)を添付すること

・団体の構成員に当該地方公共団体職員等を含み、地方公共団体の教育政策・方針等を踏まえた連携体制により構成されていること

・地方公共団体が実施する場合と同様に、経費等の執行やその監査にあたっては、地方公共団体の会計基準等(または国の会計基準等)を準用すること

正確を期すため、パソコン、ワードプロセッサ等の判読しやすいもので作成すること。

(2) 提出部数

正本を1部提出すること。

(3) 提出方法

書類の提出は、以下の方法のいずれか又は直接持参とする。

①電子メール

- ・様式を Word、一太郎又は PDF ファイルにてメールにファイルを添付の上、送信すること。
- ・メールの件名は「【機関名】地域コミュニティ再生支援事業計画書」とすること。
- ・ファイルを含めメールの容量が5MBを超える場合は、メールを分割し、件名に通し番号を付して送信すること。
- ・メール送信上の事故（未達等）について、当方は一切の責任を負わない。

②郵送等（郵便、宅配便等）

- ・簡易書留、宅急便等、送達記録の残る方法で送付すること。
- ・郵送中の事故については、当方は一切の責任を負わない。

(4) 提出先・問合せ先

【事業申請書等の提出先】

(岩手県所在の申請者について)

〒020-0021

盛岡市中央通1-7-25 朝日生命盛岡中央通ビル6階

岩手復興局越、青木

TEL: 019-654-6609

Mail: masaki.koshi@cas.go.jp, emi.aoki@cas.go.jp

(宮城県所在の申請者について)

〒980-0811

仙台市青葉区一番町4-6-1 仙台第一生命タワービル13F

宮城復興局千田、近内

TEL: 022-266-2250

Mail: haruka.chida@cas.go.jp, masaaki.konnai@cas.go.jp

(福島県所在の申請者について)

〒960-8031

福島市栄町11-25 AXCビル7F

福島復興局坂本

TEL: 024-522-8513

Mail: kikaku.fukushima@cas.go.jp

(上記以外の都道府県所在の申請者について)

〒107-0052

東京都港区赤坂1-9-13 三会堂ビル1F

復興庁（予算会計担当）梶原、滝沢

TEL: 03-5545-7370

Mail: osamu.kajiwara@cas.go.jp, shohei.takizawa@cas.go.jp

【事業内容に関する問合せについて】

〒100-8950

東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省（事業担当）熊切 森田

TEL: 03-6734-3286

Mail: school-v@mext.go.jp

(5) スケジュール

- ①公募開始：平成 27 年 1 月 20 日 (火)
- ②公募締切：平成 27 年 2 月 20 日 (金) 17 時
- ③審査：平成 27 年 2 月下旬から 3 月上旬
選定及び事業計画書の提出
：平成 27 年 1 月 20 日から 2 月 20 日
- ④契約締結：平成 27 年 4 月以降
- ⑤契約期間：契約締結日から該当年度の 3 月末日まで

(6) その他

事業計画書等の作成費用については、提案者の負担とする。また、提出された事業計画書等については、返却しない。

7 事業規模 (予算)

事業規模：1, 126 百万円

8 選定方法等

- (1) 公募期間ごとに提出された事業計画書の内容を審査し、本事業の趣旨を踏まえた適切な計画であると認められた場合、当該地方公共団体等に対し事業の委託を決定する。
- (2) 審査終了後、30 日以内にすべての申請者に審査結果を通知する。
- (3) 今年度は、集中復興期間 (平成 23 年度～平成 27 年度) の最終年度となることから、本事業においても最終年度となり、事業の選定に当たっては、以下の点に考慮する。
 - ①前年度からの継続提案
これまでの取組成果を整理・総括し、取組成果の普及・活用方策等についての方針が明確であること。
 - ②平成 27 年度に新たな委託先が行う提案
委託期間内に事業を完了し、かつ、相当の成果を上げることが可能であること。

9 契約締結

本事業の契約締結は、復興庁から文部科学省への予算の移し替え承認後に行うものとし、審査の結果、委託予定者と提出書類を基に委託内容を調整するものとする。

なお、額については、事業実施計画書の内容を勘案して決定するので、委託予定者の提示する額とは必ずしも一致するものではない。

また、委託内容等が合致しない場合には、委託を行わない場合がある。

※ 国の契約は、契約書を締結 (契約書に契約の当事者双方が押印) したときに確定することとなるため、契約予定者として選定されたとしても契約書締結後でなければ事業に着手できないことに十分留意すること。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

10 その他

- (1) 事業に係る事項については、委託要領等によるものとする。
- (2) 事業実施に当たっては、契約書を遵守すること。
- (3) 平成 27 年度に採択した事業については、今までに採択した事業を含め、年度末に総合的なレビューを実施予定。
- (4) 契約書締結後でなければ事業に着手できないので、事業計画書作成にあたっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることに十分留意すること。なお、再委託

先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

(5) 契約締結に当たり必要となる書類

選定の結果契約予定者となった場合、契約締結のため、遅滞なく以下の書類を提出する必要があるため、事前の準備をしておくこと。なお、再委託先がある場合は、再委託先にも周知すること。

- ・ 事業計画書（委託業務経費内訳を含む）
- ・ 再委託に係る事業委託経費内訳
- ・ 委託業務経費（再委託に係るものを含む）の積算根拠資料（謝金単価表、旅費支給規程、見積書など）
- ・ 銀行振込依頼書 等